

大船渡市公共施設等総合管理計画及び大船渡市公共施設等個別施設計画の改訂について

1 目的

総務省通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について(令和4年4月)」により、大船渡市公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)及び大船渡市公共施設等個別施設計画(以下「個別施設計画」という。)に記載すべき事項が追加されたことへ対応するとともに、計画策定から5年が経過したことに伴う時点修正について、所要の改訂を行うもの。

2 内容

(1) 総合管理計画

総合管理計画は、保有する建物や道路などのインフラ資産を含んだ公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、更新、統廃合、長寿命化等を戦略的かつ計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するために策定した計画である。

今般の修正は、計画期間中の一部改訂であるため、改訂箇所は、修正前と修正後を両方記載する一方で、それ以外の箇所は、策定当時の記述等を残すことにより、状況変化等がより明確化できることから、最小限の変更とするものである。

① 国の指針に基づき計画に記載する事項

ア「有形固定資産減価償却率の推移」追加(総合管理計画15頁)

公共施設等を取り巻く現状を客観的に把握・分析するため、有形固定資産減価償却率の推移について記載するもの。

イ「個別施設計画に基づき実施した5年間の実績」反映(総合管理計画33頁)

計画期間10年間(平成29年度～令和8年度)のうち、計画期間前半(平成29年度～令和3年度)が経過したことから、個別施設計画に基づき実施した施設の解体や建て替え等の5年間の実績を反映させるもの。

ウ「過去に行った対策の実績」追加(総合管理計画34頁)

総合管理計画及び個別施設計画に基づき実施した、主な対策について記載するもの。

エ「脱炭素化の推進方針」追加(総合管理計画44～46頁)

国の地球温暖化対策計画に則して策定した、大船渡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の内容を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等による脱炭素化の推進方針について記載するもの。

② 計画期間5年経過に伴う時点修正

ア「各インフラ資産の記載内容」修正(総合管理計画70～71、73～76頁)

各インフラ資産の対応方針を最新の情報に更新するとともに、記載内容をより充実させるために修正するもの。

(2) 個別施設計画

個別施設計画は、総合管理計画を補完する計画であり、各施設の方向性のほか、維持管理・更新等によるトータルコストの縮減や財政負担の平準化をより具体的に示した計画である。

今般の修正は、各施設の現状等に応じた時点修正を行うことにより、前期計画期間に係る実績はもとより、今後の取組方針や財源負担の見通しなど、最新の情報を示すものである。

① 国の指針に基づき計画に記載する事項

ア「個別施設計画に基づき実施した5年間の実績」反映

〈個別施設計画9～10、14～81、87頁〉

計画期間10年間(平成29年度～令和8年度)のうち、計画期間前半(平成29年度～令和3年度)が経過したことから、個別施設計画に基づき実施した施設の解体や建て替え等の5年間の実績を反映させるもの。

② 計画期間5年経過に伴う時点修正

ア「各インフラ資産の記載内容」修正〈個別施設計画83～85頁〉

各インフラ資産の対応方針を最新の情報に更新するとともに、記載内容をより充実させるために修正するもの。

イ「財政計画」修正〈個別施設計画89頁〉

計画期間10年間(平成29年度～令和8年度)のうち、計画期間前半(平成29年度～令和3年度)が経過したため、財政計画を時点修正するもの。

3 改訂の効果

(1) 脱炭素化事業(公共施設等適正管理推進事業債)の活用

公共施設等の脱炭素化のための改修事業が対象となるもの。

(充当率：90%、交付税措置率：47%)

※「総合管理計画」及び「第3次大船渡市地球温暖化対策推進実行計画」に基づく事業が対象となる。

(2) 公共施設の更新等費用に係る効果額の精度向上

総合管理計画では、機械的に大規模改修や建て替えの時期を設定し、更新等費用を試算したが、個別施設計画改訂を踏まえて見直すことにより、両計画に記述した効果額の精度向上が図られる。